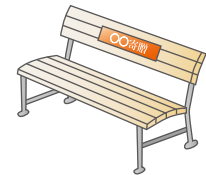


## 5 適用除外 (条例第8条)

社会通念上認められるべき必要最小限の広告物や法令で定められた次の広告物は、条例の規定が一部適用されない場合があります。この場合でも、広告物の大きさやデザイン、数量など景観に配慮した広告物とするよう努めてください。

### ○禁止物件及び許可の規定が適用されない広告物 (条例第8条第1項)

1. 法令の規定により表示するもの(例えば、道路法に基づく道路標識など)
2. 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等
3. 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示するもの
4. 景観重要建造物に表示するもので、建造物と一体となって良好な景観を形成すると認められるもの
5. 送電塔やタンクの類に、所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名や自己の事業等の内容を表示した広告物で、表示面積の合計が5㎡以内のもの
6. 橋りょう、街路樹、信号機及び郵便差出箱等にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物で表示面積の合計が5㎡以内のもの
7. 煙突やガスタンク等に表示する広告物で、周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
8. 公益上必要な施設又は物件にその寄贈者名等を表示する広告物で、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線を1平面とみなしたものの大きさの5分の1以内であって、5㎡以内のもの(例えば、寄贈されたくずかごや屋外時計等に表示されるもの)



### ○許可の規定が適用されない広告物 (条例第8条第2項)

1. 自家用広告物で、表示面積の合計が次の基準を満たすもの
  - 第1種地域(琵琶湖・余呉湖ゾーン)及び第2種地域(歴史・風致ゾーン) 5㎡以内
  - 第3種地域(まちなか文化ゾーン)から第6種地域(その他)まで 10㎡以内
 ※自家用広告物とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する広告物又は掲出物件
2. 自己の管理する土地や物件に管理上の必要に基づき表示するもので、表示面積が5㎡以内のもの(例えば、非常口などその機能を説明したり、警告など注意を呼びかけるもの)
3. 冠婚葬祭又は祭礼等のため慣例上一時的に表示するもの(例えば、地域のまつりにおいて一時的に表示されるもの)
4. 講演会、講習会、展覧会、音楽会その他の催物のため、その開催期間中その会場の敷地内に表示するもの
5. 建設工事について、その工事期間中に表示されるもの又は工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
6. 人、動物又は車両、船舶等移動するものに表示する広告物(例えば、バスやトラックに表示されるもの)
7. 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの
8. 政治資金規正法による届出を行った政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、はり紙又ははり札等で、基準に適合するもの
9. 設置日から14日以内に自ら除去する旨並びに責任者の住所、氏名及び連絡先を明示して表示するもの(設置期間を明確に表示してください)



### ○通知又は届出が必要となる広告物 (条例第8条第3項・第4項)

国及び地方公共団体が表示する広告物については、許可は不要ですが事前に通知が必要です。また、市長が別に定める公共的団体(※)が公共的目的をもって設置する広告物については、許可は不要ですが事前に届出が必要です。(条例第8条第1項及び第2項に該当するものは除きます)

### 適用除外対応表

類 型	許可(第7条)
法令の規定により表示するもの、選挙ポスター等(条例第8条第1項)	不要
規則に適合する自家用広告物及び自己の管理する土地等に表示するもの等(条例第8条第2項)	不要
国又は地方公共団体が表示するもの(条例第8条第3項)	不要又は通知
市長が別に定める公共的団体が公共的目的で表示するもの(条例第8条第4項)	不要又は届出

※市長が別に定める公共的団体とは、自治会、町内会その他これに類する住民が組織する団体、法人税法別表第1及び別表第2に掲げる公益法人等並びに市長が認める公共的団体をいいます。